金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　矢野　宏明（ワイエフトレーディング）
２．住所　新潟県上越市安塚区石橋431－１
３．代表者の氏名　矢野　宏明
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1702号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年５月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 11 月 24 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Highview Research株式会社
２．住所　東京都千代田区神田神保町一丁目103番地東京パークタワー909号
３．代表者の氏名　代表取締役　伊藤　隆司
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1737号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年５月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 11 月 24 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ルーパスアルファ・アジア・ゲーエムベーハー
２．住所　東京都中央区日本橋本石町３－２－３日本橋サンケイビル11階
３．代表者の氏名　日本における代表者　鈴木　直樹
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1949号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年５月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 11 月 24 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Wインベストメント・パートナーズ株式会社
２．住所　東京都港区赤坂一丁目12番32号
３．代表者の氏名　代表取締役　横井　　勝
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2062号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年５月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 11 月 24 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　スターリングパートナーズ合同会社
２．住所　東京都千代田区九段北１丁目３番６号
３．代表者の氏名　代表社員　松﨑　任男
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2295号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年５月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 11 月 24 日

関東財務局長　居戸　利明

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　Shuei Capital Advisors株式会社
２．住所　東京都港区西麻布三丁目３番15号
３．代表者の氏名　代表取締役　ビタル　ディア
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2324号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年５月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年 11 月 24 日

関東財務局長　居戸　利明

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１５０３８号

千葉県野田市みずき３丁目６番地の17
債務者　株式会社ジェイ・エス・ティー
代表者代表清算人　鎌倉　幹男
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高澤　文俊
４　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１５１号

千葉県市川市欠真間２丁目27番15号
債務者　有限会社ベイアンドジロー
代表者代表取締役　大塚　喜一
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太子堂厚子
４　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４２号

神奈川県川崎市多摩区布田31番４号
債務者　有限会社マックィーン
代表者取締役　高橋　瑞哉
１　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木嶋　純子
４　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午後２時

東京地方裁判所民事第20部